

出生 に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続き、**マイナンバー**マークのあるものは、**マイナンバーカード**または**通知カード**の提示が必要となります。
 下記の必要書類のほかに「**本人確認書類**※2」「**印かん**」が必要になります。
 ※3 **出張所**マークのあるものは、出張所でも手続きできます（平日のみ）

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口 ※3	便利な本 ※4
---	----	------------	-------	------------	-----------	---------

住所 戸籍		お子さんのマイナンバーについて	※後日、通知が郵送されます (約 1 か月かかります)		市民課 (本庁舎 1 階)	P30
		お子さんの住民票コード	※後日、通知が郵送されます			-

こども		母子健康手帳への出生証明	母子健康手帳	市民課(本庁舎 1 階) 出張所	P33	
		出生された方 (全員)	出生通知票の送付	健康センター	P62	
		未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	P63	
		児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※出生の翌日から起算して 15 日以内に申請してください ※主たる生計維持者が公務員の世帯の方は、勤務先で申請してください	・請求者の通帳 ・健康保険証 (請求者) ・請求者、配偶者の マイナンバー ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください	P64	
		子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請	・健康保険証 (保護者) ・同意書 (保護者・配偶者・生計維持者) ・認印 ※必要なものがそろっていても窓口へお立ち寄りください	子育て支援課 (本庁舎 2 階)	P65
		保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	P68	
		上のお子さんが幼稚園に入園されている方	世帯構成変更等	※受付窓口でご相談ください	P68	

保険 年金		お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送となる場合あり)	国民健康保険証・母子手帳・ マイナンバー	市民課(本庁舎 1 階) ※ 保険年金課 (本庁舎 1 階) となる場合あり	P58
		→ 出産した方が国民健康保険の方				-
		① 出産した医療機関で「直接支払制度」(★1)の手続きをし、出産費用が 42 万円 (★2) に満たなかった方	「出産育児一時金差額分」の支給申請	出産した際の領収書・明細書・母子手帳 合意文書 (直接支払い制度利用あり) 印かん・振込先のわかるもの・国民健康保険証 申請者の本人確認書類	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P58
		② 「直接支払制度」(★1) を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	出産した際の領収書・母子手帳 合意文書 (直接支払い制度利用なし) 印かん・振込先のわかるもの・国民健康保険証 申請者の本人確認書類		P58
	→ 出産した方が国民健康保険以外の方		※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			-

- ★1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
- ★2 産科医療保障制度に加入していない医療機関では 40.4 万円

		国民年金保険料の産前産後期間の免除 (平成 31 年 4 月 1 日より制度施行)	国民年金加入中の方で出産日が平成 31 年 2 月 1 日以降の方が対象となります (但し、申請開始は平成 31 年 4 月から)。詳細はお問い合わせください。 ※厚生年金・共済年金に加入中の方についても同様の制度があります。勤務先にお問い合わせください。	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P39
--	--	---	---	--------------------	-----

その他		市営住宅の入居者	市営住宅の同居手続き	子を含む世帯全員の住民票	都市計画課 (東庁舎 2 階)	P22
-----	--	----------	------------	--------------	--------------------	-----

※2 **マイナンバー**に関する**本人確認書類**とは・・・マイナンバーが必要な手続きの際は、本人確認をいたします。つぎの本人確認書類の提示が必要です。1点でOKのもの〔マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書〕 2点必要なもの〔健康保険証、年金手帳、介護保険証など〕
 ※4「**便利な本**」とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さんの暮らしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。この一覧では「多摩市便利な本 2019年版」の頁数を記載しています。



みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩

多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ8時30分～夕方5時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

平成31年3月発行-02

手続きチェックリスト

出生

📷 フォトスポット

ハローキティの「ウエルカムボード」で
記念写真を残しませんか
設置場所：本庁舎地下1階および
多摩センター駅出張所

～ ご誕生おめでとうございます ～

まずはじめにする手続きは、**出生届**を 市民課(本庁舎1階) または 出張所 へ提出

《届出できる人》 父または母

《届出に必要なもの》

- ・医師、助産師等が作成した
出生証明書付きの出生届
- ・母子健康手帳
- ・届出人の印かん

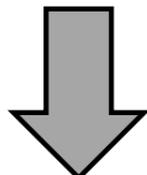
- * 代理人は届出できません。
- * お子さまが生まれたら、出生日を含めて14日以内に届出してください。
- * 住所地での届出をおすすめします。

出生届における本人確認書類とは・・・

市役所での手続きの際は本人確認をいたします。
つぎの本人確認書類の提示が必要です。

1点でOKのもの・・・[マイナンバーカード、運転免許証、運転
経歴証明書(H24.4.1以降発行のもの)、パスポート、障害者手
帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書]

2点必要なもの・・・[健康保険証、年金手帳、介護保険証、
顔写真付きの社員証、学生証など]



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります